

22春の取り組み

女性協・厚生労働省要請

医療現場の声を受け止め、制度の改訂と拡充を



日本医労連女性協は、3月1日「母性保護と両立支援」について厚労省にオンラインで要請しました。佐々木悦子中央執行委員長はじめ計5人が参加、厚労省は8人が対応しました。

要請概要

生理休暇の取得状況把握と、完全取得にむけた環境整備について

回答：令和2年度調査で、生休取得率0.9%。一律で取得義務付けは難しい

医労連：取得できない背景の調査の実施と生理前症候群PMSについても、取得可能な文言整理を要請

長時間労働・夜勤、夜勤月8日以内、インターバル規制の法制化等について

回答：労基法32条で36協定締結義務付けと罰則つき上限を導入、さらに付帯決議に、「時間外労働、休日労働は必要最小限にとどめられるべき」と新たな指針を示した。2021年7月「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に政府目標を明記した➡

「令和7年までの勤務間インターバル導入企業15%」（現在の10%から引き上げ）、「制度を知らない企業を5%以下に」

◎現在の導入企業「医療・福祉分野」2.3%（全体4.6%）

医労連：上限があっても労働時間短縮に繋がっていない。幅広い協議の場での議論と、法的縛りを要請

不妊治療と仕事の両立について

回答：2022年4月1日より、両立支援に取り組む事業所に「くるみん」に次ぐ新たな認定制度を追加予定している。不育症についても均等法に基づき、事業主に健診等の時間確保を義務付けている。（2021年バージョン➡）



「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」の対象について

回答：支援を受けるには事業所内保育所の認可をうければ対象となる。また看護師処遇改善事業のコミディカルの保育士（委託）については、確実な賃金改善の実績を確認する意味で、直接賃金を支払う方が対象、委託は対象外となってしまう。

両立支援推進の診療・介護報酬改定について

回答：令和4年度の改定から夜間の看護加算の施設基準に、「11時間以上の勤務間隔の確保」「夜勤連続は2連続まで」等を必須項目とした。

私たちは日々のちまもる現場で働いている。実態に見合った改定と、制度の拡充を要請し終了しました。

